

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成28年 3月29日)

開催日及び場所		平成28年2月23日(火)北陸農政局第3会議室			
委員		蕪城 哲平(弁護士) 松木 浩一(公認会計士) 小倉 正人(ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成27年7月1日～平成27年12月31日			
審議対象案件		251件 うち、1者応札案件17件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		5件 うち、1者応札案件3件 (抽出率2.0%) (抽出率17.6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出0.0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争		該当なし	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし	
		随意契約(その他)		抽出なし	
	(特記事項) 特になし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>第4回北陸農政局入札等監視委員会 1 一般競争契約 加治川二期農業水利事業所 内の倉ダム堤体監視装置改修工事</p> <p>本工事はダムの監視を行う専門的な装置の改修工事だと思われるが、地元の企業である受注者が受注できるということは、各地に専門の会社があるということか。</p> <p>内の倉ダムはいつ完成したのか。それから、気象観測設備や堤体観測設備の改修は初めてか。</p> <p>当時、設備を新設した会社は受注者とは別の会社か。</p> <p>プラムライン(ダム堤体の変位を計測するための装置)はどのようなダムにも付いているのか。</p> <p>プラムラインの観測で、実際に変位があったというケースはあるのか。</p> <p>黒部ダムのようにアーチ式で垂直に測れないものはどうするのか。</p> <p>なぜ1者入札だったのか、原因究明と競争性が高まる方策を検討していただきたい。</p>	<p>本工事は、北陸農政局における建設工事の有資格者のうち「電気通信工事」の資格を持っている者の参加を募りました。新潟県内にはこの資格を有している者が89ありますが、「電気通信工事」といっても幅広く、本工事のようなダムの監視装置の改修を扱う企業はその1部だと推測され、本工事の受注者もダムの計器の設置について専門的な知識を持っている会社であることとなります。</p> <p>内の倉ダムが完成したのは昭和49年度です。完成以降、これまでに何度か補修を行っていますが、今回のような大規模な改修工事は初めてです。</p> <p>ダム建設当時の監視設備は、ダム建設の元請会社の実施していますが、その下請け契約の会社までは記録が残っていません。</p> <p>堤高が高いダムには設置しますが、低いダムの場合は設置しない事例もあります。</p> <p>ダムの貯留水の水位が上昇し、上流側の堤体に水圧がかかった場合や、下流側の堤体に強い直射日光を受けると変位を観測することがあります。</p> <p>アーチ式ダムの場合は、プラムラインではなく、別途ダムの変位を計測できる計器を設置していると思います。</p> <p>1者入札に係るアンケート調査を実施した結果、「配置予定者の確保が困難であった」、「工事内容が専門分野と相違していた」との回答がありました。本工事は平成27年6月に入札公告を行い、7月に開札を行ったのですが、その時期には既に「配置予定者の確保が困難であった」という状態であったと思われるので、今後同種の工事を発注する場合は、今回の工事よりできるだけ早期に入札公告を行い、第1四半期には開札を行うなどの改善を図る必要があると思います。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
<p>委員からの 意見・質問 それに対する 回答</p>	<p>第1四半期に開札すれば入札しやすくなるというのはどういう理由か。</p> <p>各業者は年度の初めから業者を配置していき、後になればなるほど人が足りなくなるといふ理解でいいのか。</p> <p>予定価格6453万円に対して入札金額6400万円ということで落札率が99.1%と高くなっているが、これは予定価格算定の際に参考価格を当該業者から入手したためか、あるいは見積もり合わせ的な交渉が事前にあったためか。どちらにしても競争性を阻害する要因としてふさわしくないと考えられるため、仮に原因が上記であれば、防止するためのガバナンスの強化徹底をお願いしたい。</p> <p>本工事のような事案の審議を行う場合は、参考として過去の類似工事の数字を出せば、各委員も当該工事の価格が高いのか、低いのか、妥当なのかを判断する手立てになる。比較できる資料があればよい。</p> <p>簡単に分かりやすい形で、ダムの高さ、水をためる量、建築年数、工事の金額、改修場所等を記載した資料があれば、委員も理解しやすい。</p>	<p>本工事は、平成27年6月12日に入札公告を行い、7月13日に開札を行っているところですが、これ以前に契約が終了して、技術者を配置している工事があったとすれば、入札手続を更に前倒しすることで、多くの企業に入札に参加いただくことが可能になるかと思えます。</p> <p>どの分野の工事でも、その年度の入札手続の早い順番から入札に参加し、受注した場合は、その都度技術者を配置していくことが考えられますので、入札手続が後になればなるほど配置予定者の確保が困難であることを理由に入札に参加いただく方が少なくなる傾向にあります。</p> <p>本工事の予定価格の算定に際しては、改修の対象が、ダムの堤体監視装置など特殊な設備であったことから、北陸農政局土地改良技術事務所に価格調査を依頼して価格決定を行っています。よって、ご指摘のような競争性を阻害するような行為は行っておりません。北陸農政局におきましては、予定価格の算定の過程における価格決定は、常に公正公平な対応に心がけております。</p> <p>例えば、審議案件が本工事のような特殊な事案であった場合で、過去に類似する工事を発注している場合は、工事内容、予定価格や落札金額などを資料として添付し、説明を行うことでよろしいでしょうか。</p> <p>分かりました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 随意契約 北陸農政局 加治川第2頭首工ゲート設備工事</p> <p>施工がまずかったから追加料金を取られたという印象を受ける。「入札・契約手続審査委員会」の2.「随意契約を行う理由」に「着工後に生じた洪水吐ゲート及び土砂吐ゲートの構造変更により請負工事費が増加となったことから」とあるが、最初から計算できたのではないか。</p> <p>それは設計の甘さで1度で工事が終わらずに、分けて工事してコストが上がったのではないか。</p> <p>前の工事と今回の工事の間にはどれぐらいの期間があったのか。</p> <p>5～6年であれば問題だが、そのぐらい期間があるならば先を見通すのは無理だから仕方がないと思う。</p> <p>請負金額決定に至るまでの手続きの流れを教えてください。「随意契約手続」には「見積依頼書の送付 現場説明 見積合わせ 契約の締結」とある。「見積執行調書」では、2度ほど業者が金額を出しているが、時間の流れでどう決まっていくのか。</p> <p>1日で入札が終わるのか。10万円単位で刻んでいく業者もいるのか。</p>	<p>加治川第2頭首工は、建設当初は河川改修計画と合わせて河川断面を深くして建設しました。しかし、頭首工の上下流で河川改修の実施される目処が不明のため暫定構造物として河床から1.5mほどゲートの下に壁のようなものを造り、効率的なゲート高のゲート構造としていました。加治川第2頭首工の改修に当たっては、現況の施設の状態で改修をするという方針で発注したのですが、河床に暫定構造物があるため、土砂やゴミがたまるという維持管理上の苦情が寄せられたので、契約内容を見直しました。その結果、3号土砂吐ゲートをフラップゲートにして下まで下ろして、暫定構造物にごみがたまらない形に変更した結果、変更金額が増加しました。</p> <p>暫定構造物を残したままにしておいても、頭首工の上下流で河川改修が行われ河床断面が拡大したときには撤去しなければならないので、その際に改修費用が掛かり増しになります。その点も考慮しました。</p> <p>前歴工事は昭和49年度に完了、今回の工事は平成28年から開始しました。</p> <p>契約締結に至る経緯を説明します。 まず、平成27年8月4日に入札・契約手続審査委員会があり、その審査後に工事の仕様、数量、見積もりに関する留意事項等を付した見積依頼書を随意契約を行う企業に送付しました。その後、8月11日に現場説明を行い、8月24日に随意契約の相手受注者と見積合わせを行いました。1回目の開札結果は、予定価格が税抜き7070万円に対して応札価格が7100万円でした。1回目では落札決定には至らなかったため、当日2回目の開札を行ったものです。</p> <p>1回目の開札と2回目の開札は時間をあまり置いていません。1回目と2回目の応札額の差が10万円単位となることはあり得ることです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>「入札・契約手続審査委員会」の2.「随意契約を行う理由」に「予定価格の算出に当たっては、直接工事費を前工事と合算を行うことにより、一般競争入札とした場合に比べ、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の節減ができることから、現に履行中の契約者に履行させることが有利である」とあるが、具体的にどの程度予定価格が節減できたのか。</p>	<p>本工事の予定価格は税込で7635万6000円です。これを一般競争入札を採用して契約を行った場合を想定し試算した予定価格と比較しますと、本工事の随意契約により約750万円が節減できたと考えています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 簡易公募型競争契約 九頭竜川下流農業水利事業所 河合春近用水路他施設管理図作成業務</p> <p>土地改良施設管理図は誰でも見られるのか。一般の農家は見られるのか。</p> <p>では、土地改良区以外の人は見られないのか。</p> <p>用水路が完成した時点で施設管理図を作成して土地改良区に渡すのか。</p> <p>芝原2号用水路は、2年前にも施設管理図を作ったのか。</p> <p>工事が完成した部分を随時渡していくということか。</p> <p>施設管理図は複数の業務で作成されることになるが、作成の過程で受注者の企業秘密が生じることはないのか。</p> <p>河合春近用水路や芝原2号用水路で例えば今後新たに弁を付けるとか、そのような改修をするときはまた図面を修正して渡すのか。</p> <p>作成された施設管理図は、紙で保存されるのか。</p> <p>芝原2号用水路については2年前に作ったものがあるのか。</p> <p>2年前のものを利用して、事業所内部のCADができる人に作ってもらうというレベルのものではないのか。</p>	<p>本業務で作成した施設管理図は、施設の予定管理者である土地改良区に引き渡しをします。</p> <p>施設管理図というものではありませんが、国有財産のデータベースに図面が載っていて、土地改良区や市町村の窓口に行けば、閲覧することは可能です。</p> <p>用水路の路線毎に計画的に作成し管理者に引き渡しを行います。</p> <p>2年前は、それまでに施工済みの分を作成しており、本業務において、以降に施工した分を作成しています。</p> <p>路線毎の工事の進捗状況等により路線の一部を作成する場合と路線を一括して作成する場合があります。</p> <p>ありません。</p> <p>そのような場合は、新たに当該施設の管理図を作成することになります。</p> <p>受注者からは、印刷された施設管理図とCAD(キャド)データで納品を受けます。</p> <p>2年前に作成された成果品はあります。</p> <p>芝原2号用水路の一部について、分土工等の構造に変更が生じたことから、新たに業務発注して作成する必要がありました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 簡易公募型プロポーザル契約 手取川流域農業水利事業所 白山頭首工水門設備等補足設計業務</p> <p>「参加表明者選定結果票」の点数は0点から3点までであるが、3点が一番高いのか。</p> <p>全部満点だと何点になるのか。</p> <p>1者だけの表を見せられても全く意味がない。</p> <p>表の見方が付いていないと全く分からない。</p> <p>10月23日付の「入札・契約手続審査委員会調書」には「簡易公募型プロポーザル方式にて契約を行うことについて問題がないと認められる」とあり、12月8日付の「入札・契約手続審査委員会調書」には「随意契約を行うことについて問題がないと認められる」とあるが、この移行経緯、理由を教えてください。随意契約の見積もり合わせにより落札率は99.6%と高くなっている。</p>	<p>各項目に判定基準があり、評価点数が違います。例えば企業評価の資格要件である競争参加資格者の認定は1点が満点、技術者資格の当該部門の技術者の存在は3点満点です。その他、2点満点の項目もあります。</p> <p>満点は把握しておりません。Aランク業者の取得点数は概ね15～20点くらいだと思います。</p> <p>10者以上の参加があることを前提に表が作成されています。10者以上の参加があった場合は、評価の高い者から7位の者までを選定することになっておりますが、本業務は1者応札であったため、1者のみの選定結果となっております。</p> <p>ご意見を踏まえ、今後は参加表明者の選定に係る選定基準を添付するなど説明資料を改善いたします。</p> <p>建設コンサルタント業務の入札契約手続には基本的に一般競争入札、指名競争入札、随意契約の三つがありますが、本業務は、「簡易公募型プロポーザル入札方式」を採用しており、この場合、契約方式は随意契約となります。ただ、単なる随意契約ではなく、公平性の観点から、まずは公募をかけた中から技術提案書提出者の選定を行い、選定された業者に技術提案書を提出していただき、技術提案書の評価が1位の者を選定しその者と見積もり合わせを行います。本業務は1者応札となったため、競争性については今後さらに検討する必要があると思います。仮に2者以上の参加があった場合でも、「簡易公募型プロポーザル方式」は契約手続上随意契約になります。</p> <p>また、落札率が高くなっているとのこと指摘に関しましては、本業務は、農林水産省として公表している業務の標準歩掛かりと一部見積徴取を行った歩掛かりにより予定価格を算出しております。また、労務単価についても公表をしておりますので、受注者はこれら公表されている資料を参考に応札されたものと推定され、結果的にご指摘のような落札率になったものと判断されます。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 一般競争契約 北陸農政局 北陸農政局省エネルギー化計画調査・ 検討業務</p> <p>全国で13カ所しか選ばれなかったのに、新潟県の荒川沿岸地区と加治郷地区は接近し過ぎているが、疑問はなかったのか。</p> <p>たまたま挙がってきたのであれば、意識の低い改良区こそしなさいと指導する役所があってもいいと思う。</p> <p>40年という長いスパンだと、どこの誰がどのように結果を評価するのか。その体制はどうなっているのか。それまでの間に、例えば東日本大震災に匹敵するような地震が起こらないとも限らない。今、われわれが決めることはもっと他にもあるのではないか。</p> <p>「費用対効果を調査・分析し」とあるが、このような事業、ましてや40年のスパンでやるような事業に費用対効果という言葉はなじまない。</p> <p>夢のある事業ならば、子どもたちの未来のためにやるのだという明るい形での事業にしてもいいのではないか。</p> <p>作成された省エネルギー化計画は、最終的に報告書を取りまとめて、これを参考にして局内、所内において年度ごとに予定を決めていくことになるのか。</p>	<p>これまでに国営事業を実施し完了した地区を念頭に、管内の各県を通じて調査の実施要望を募ったところ、省エネルギーの意識が高く、また、管理する施設に用排水機場等多く、維持管理費軽減対策を検討したい地区として、この2地区から実施要望が挙がってきました。農政局としては、本調査業務の目的に即した地区としてこの2地区を選択したものです。</p> <p>モデル地区として選んだ調査地区の調査結果を取りまとめて省エネルギーのマニュアルを作成し、多くの土地改良区にも分かりやすく啓発する趣旨から、まずは要望のあった地区からモデル地区として調査・検討を行い、それを取りまとめて多くの土地改良区に利活用してもらう調査成果の利用を考えています。</p> <p>省エネルギー計画の検討期間の設定に当たっては、土木構造物の耐用年数を考慮して施設の機能診断調査を実施し、機能保全や更新対策を検討して行くのですが、省エネルギー対策の実施の一つの目安として、施設の更新と併せて省エネルギー化を行えば合理的・効率的に当該地区の省エネルギー化が図られるということで、40年という基本的な期間を設定しています。</p> <p>費用対効果分析は、省エネルギー対策を実施した場合と実施しなかった場合を比較して、電気料金がどの程度縮減できるか試算したものです。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本業務で作成するモデル地区の省エネルギー化計画を踏まえ、その他の地域においても省エネルギー化を推進していくというものですので、モデル地区の省エネルギー計画を厳密に履行するまでには至っていません。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>例えば業務内容として2035年に電気設備の更新が挙げられているが、これは予定であって、1～2年は動くことが想像されると思うが。</p> <p>過去に省エネルギー化について同じような計画を立てた例はあるのか。省エネ化についてこのような長い計画を立てるのは初めての試みという理解でいいか。</p> <p>今の時点で報告書を作らせるということは、これを一つの目安として考えるということか。</p> <p>なぜ1者応札だったのか、また、落札率がかなり高いのはなぜか。</p>	<p>モデル地区ごとの実情に応じて、例えば電気設備であれば、耐用年数を考慮すると10年後に更新を行う必要があるとしているものです。</p> <p>この調査は平成26年度に、農林水産本省がモデル地区として全国15地区を選定して行いました。その際には、北陸管内では主に排水機場の多い3地区をモデル地区として調査を行っています。平成26年度は、農林水産本省で調査を行い、さらに今年度は各農政局で調査を実施しています。省エネルギー化の調査で今回のような長期計画を設定し評価する調査は初めのものです。</p> <p>調査地区にとっては当該地区での省エネルギー化の一つの目安になり、調査実施主体にとっては、マニュアル化を図るための知見の一部という形で整理していきます。</p> <p>費用対効果分析の例として「省エネ対策を実施した場合(ありせば)」と「省エネ対策を実施しない(なかりせば)」とありますが、費用を比較した上でこれだけの効果があるということ、まずは一般的な指標として40年で考えてみるということです。一つの目安として、その効果を土地改良区に実感していただくこともこの業務の目的です。</p> <p>1者入札については、他業務との兼ね合いから人員の確保が困難であったという回答が5者中3者からありました。業務の事務時期が第3四半期である10月30日の入札公告となったことが反省点です。落札率ですが、私どもは本業務については標準的な歩掛として算出根拠を持っていないため、5者から歩掛の見積を聴取し、一番低い見積価格を採用する形で予定価格を設定しました。その結果、税抜の予定価格は3729万円となり、それに対して今回の受注者の価格は3650万円でした。</p> <p>したがって、これまでも本委員会でご審議いただいた業務と同様、公正性、公平性を考慮した予定価格を算定しております。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>6 その他</p> <p>5件の案件を検討したが、委員として勧告や意見を申し上げる案件は特になかったと思う。案件のご説明の中で、特に1者入札の事案に関しては、技術者を確保できなかった業者がいたことに対して早期発注に努めるという改善案も頂いた。また、今後の委員会のやり方について、参考として類似事案の資料も開示していただきたい、あるいは表の見方について参考資料を頂きたいという話があったので、ぜひ参考にしていただきたい。</p>	